

### 問題1

【正解】1

【解説】共通問題。民法解釈の基準に関する基礎的な問題であり、民法に定められた解釈基準についての理解を確認する趣旨である。2条参照。

### 問題2

【正解】2

【解説】共通問題。失踪宣告に関する基礎的な問題であり、宣告による死亡擬制の効果が生ずる時についての理解を確認する趣旨である。失踪者は、宣告時ではなく、法定の期間（7年間。30条1項参照）が満了した時に死亡したものとみなされる（31条参照）。

### 問題3

【正解】2

【解説】共通問題。法人に関するやや発展的な問題であり、権利能力なき社団の債務の帰属についての理解を確認する趣旨である。「権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、その社団の構成員全員に、一個の義務として総有的に帰属するとともに、社団の総有財産だけがその責任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し、直接には個人的債務ないし責任を負わない」（最判昭和48・10・9民集27巻9号1129頁）。

### 問題4

【正解】2

【解説】共通問題。意思表示に関するやや発展的な問題であり、意思表示の効力発生時期（到達主義）についての理解を確認する趣旨である。隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる（97条1項）。相手方が通知の内容を認識しなくても到達は認められる。判例は、ここでの通知の到達とは、了知されることは必要でなく、「了知可能の状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることを以て足る」（最判昭和36・4・20民集15巻4号774頁）としている。

### 問題5

【正解】1

【解説】共通問題。期間の計算に関するやや発展的な問題であり、期間の計算について具体的な事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。初日不算入により（140条参照）、2月17日から起算することになるので、3月16日に満了する（143条2項参照）。月によって期間を定めているので、3月16日の終了をもって期間は満了する（141条参照）。

**問題6**

【正解】2

【解説】共通問題。物権変動に関する基礎的な問題であり、意思主義についての理解を確認する趣旨である。176条, 177条参照。

**問題7**

【正解】2

【解説】共通問題。共有に関するやや発展的な問題であり、共有者の権利について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。最判昭和41・5・19民集20巻5号947頁参照。

**問題8**

【正解】2

【解説】2年次対象。地役権に関するやや発展的な問題であり、地役権の時効取得についての理解を確認する趣旨である。284条1項参照。

**問題9**

【正解】2

【解説】共通問題。留置権に関するやや発展的な問題であり、留置権の成否について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。295条2項参照。賃貸借の解除後の費用投下につき、最判昭和42・1・20集民86号97頁、売買の解除後の費用投下につき、最判昭和41・3・3民集20巻3号386頁参照。

**問題10**

【正解】2

【解説】共通問題。抵当権の効力に関する基礎的な問題であり、抵当権と利用権の関係（抵当建物使用者の引渡しの猶予等）について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。395条, 387条参照。

**問題11**

【正解】1

【解説】2年次対象。譲渡担保に関するやや発展的な問題であり、譲渡担保権の設定者と譲渡担保権者の債権者との関係について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。最判平成18・10・20民集60巻8号3098頁参照。

**問題12**

【正解】1

【解説】共通問題。所有権留保に関するやや発展的な問題であり、留保所有権者の責任について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。やや難易度が高いと思われる。最判平成21・3・10民集63巻3号385頁参照。

**問題 13**

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。債務不履行責任等に関するやや発展的な問題であり、損害賠償による代位について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。422 条に基づき、腕時計の所有権は A から B に移転する。

**問題 14**

【正解】 1

【解説】 共通問題。保証に関するやや発展的な問題であり、保証人の責任の範囲について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。「保証人は、債務不履行により売主が買主に対し負担する損害賠償義務についてはもちろん、特に反対の意思表示のないかぎり、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても保証の責に任ずるものと認めるのを相当とする」とされている（最判昭和 40・6・30 民集 19 卷 4 号 1143 頁）。

**問題 15**

【正解】 2

【解説】 共通問題。債権譲渡に関するやや発展的な問題であり、債権譲渡の対抗要件について具体的事例（債権譲渡の予約）に即して理解されていることを確認する趣旨である。既修者試験 2013 年度第 13 問。判例は、債権譲渡予約の通知または承諾によっては、債務者は予約完結によって債権の帰属が変更する可能性を知るにとどまり、債権の帰属変更が生じた事実を認識することにはならないとして、予約の通知または承諾には債権譲渡の第三者対抗要件としての効力を認めることができないとしている（最判平成 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1090 頁）。

**問題 16**

【正解】 1

【解説】 共通問題。弁済に関する基礎的な問題であり、代物弁済の要件について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の物を給付したときは、その給付は弁済と同一の効力を有する（482 条）。

**問題 17**

【正解】 1

【解説】 共通問題。契約の解除に関するやや発展的な問題であり、解除の意思表示に先立つ催告について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。大判明治 43・12・9 民録 16 輯 910 頁参照。

**問題 18**

【正解】1

【解説】共通問題。売買に関するやや発展的な問題であり、他人物売買について具体的事例（他人物売主を所有者が相続）に即して理解されていることを確認する趣旨である。判例は、問題文のような場合に、Bは、真の権利者としての地位に基づき、売主としての地位に基づく履行を拒否することができるとしている（最大判昭和49・9・4民集28巻6号1169頁）。

**問題 19**

【正解】2

【解説】共通問題。売買に関するやや発展的な問題であり、瑕疵担保責任を追及する買主の損害賠償請求権の行使期間について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。最判平成13・11・27民集55巻6号1311頁参照。

**問題 20**

【正解】1

【解説】2年次対象。寄託に関する基礎的な問題であり、受寄者の保管義務についての理解を確認する趣旨である。659条参照。

**問題 21**

【正解】1

【解説】共通問題。事務管理に関する基礎的な問題であり、事務管理の継続についての理解を確認する趣旨である。700条ただし書参照。

**問題 22**

【正解】1

【解説】2年次対象。不当利得に関するやや発展的な問題であり、給付不当利得について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。533条は、双務契約が錯誤により無効であった場合に類推適用される（最判平成21・7・17集民231号419頁参照）。

**問題 23**

【正解】2

【解説】2年次対象。特殊の不法行為に関するやや発展的な問題であり、使用者責任の効果（使用者の責任と被用者の責任との関係）について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務とは不真正連帯債務の関係にあり、被用者の債務の時効消滅は、使用者の損害賠償債務に影響を与えない（大判昭和12・6・30民集16巻1285頁）。

**問題 24**

【正解】 2

【解説】 共通問題。特殊の不法行為に関するやや発展的な問題であり、動物占有者等の責任について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。動物については、所有者が無過失責任を負うことはない。718 条参照。

**問題 25**

【正解】 1

【解説】 共通問題。親族に関する基礎的な問題であり、親族概念の理解を確認する趣旨である。725 条参照。

**問題 26**

【正解】 1

【解説】 共通問題。婚姻の要件に関するやや発展的な問題であり、再婚禁止期間についての理解を確認する趣旨である。設問は、平成 28 年 6 月 1 日改正（同月 7 日公布・施行）後の 733 条 2 項 1 号に該当する場合である。

**問題 27**

【正解】 2

【解説】 2 年次対象。実子に関するやや発展的な問題であり、未成年子に対する認知について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。未成年の子を認知する場合、子の承諾は不要である。782 条参照。

**問題 28**

【正解】 2

【解説】 2 年次対象。親権に関するやや発展的な問題であり、親権者の変更について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。親権者の変更には、家庭裁判所の審判または調停が必要である（819 条 6 項。家事事件手続法別表第二 8 項、39 条、244 条）。

**問題 29**

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。相続の効力に関するやや発展的な問題であり、祭祀財産（墳墓を含む）の承継についての理解を確認する趣旨である。祭祀財産は相続財産に含まれず、相続財産の承継とは異なる規律に従って、祭祀主宰者に承継される（897 条）。

**問題 30**

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。遺言の効力に関する基礎的な問題であり、包括遺贈についての理解を確認する趣旨である。B は包括受遺者であり、相続人と同じ権利義務を有する (990 条)。

**問題 31**

【正解】 5

【解説】 共通問題。意思表示に関する基礎的な問題であり、心裡留保・虚偽表示について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。心裡留保の第三者に対する効力については、民法改正法案 93 条 2 項参照。

**問題 32**

【正解】 2

【解説】 2 年次対象。代理に関する基礎的な問題であり、無権代理人の責任について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。問題文は、最判昭和 62・7・7 民集 41 卷 5 号 1133 頁の一節である。

ア. 誤り。判決は、「無権代理人の責任の要件と表見代理の要件がともに存在する場合においても、表見代理の主張をすると否とは相手方の自由である」と述べている。

イ. 正しい。

ウ. 正しい。

エ. 誤り。判決は、「表見代理の成立が認められ、代理行為の法律効果が本人に及ぶことが裁判上確定された場合には、無権代理人の責任を認める余地がないことは明らか」と述べている。

オ. 正しい。

**問題 33**

【正解】 5

【解説】 2 年次対象。不動産登記に関する基礎的な問題であり、不動産登記の見方等について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。

1. 正しい。不動産登記法 2 条 7 号, 8 号, 不動産登記規則 4 条 4 項。

2. 正しい。不動産登記法 28 条。

3. 正しい。不動産登記規則 4 条 4 項。

4. 正しい。不動産登記法 59 条 4 号。共有の登記も所有権に関する登記である。

5. 誤り。差押えの登記は、所有権の「処分の制限」の登記 (不動産登記法 3 条参照) であるから、甲区に記録される。

## 問題34

## 【正解】1

【解説】 共通問題。質権に関するやや発展的な問題であり、各種の質権の効力について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。質権者がいったん有効に質権を設定した後、345条の規定に違背し、質権設定者に質物を占有させたとしても、その占有が法律上代理占有の効力を生じないというにとどまり、質権は消滅しない。大判大正5・12・25民録22輯2509頁。
- イ. 正しい。345条。
- ウ. 誤り。不動産質についても、目的物の債権者への引渡しがない場合には、登記を行っても、質権の効力は生じない(344条)。
- エ. 誤り。質権者は、債権の弁済を受けるまで質物を留置することができるが、不動産質権は、これを登記しなければ第三者に対抗することはできないから(177条)、質権の一作用である質物を留置することができる効力も、登記なき限り第三者に対抗することをえない。最判昭和31・8・30集民23号31頁。
- オ. 誤り。363条。平成15年改正後は、証書の交付を要するのは、債権譲渡に証書の交付を要する債権に限られる。

## 問題35

## 【正解】5

【解説】 2年次対象。譲渡担保に関するやや発展的な問題であり、集合動産譲渡担保について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。問題文は、最判平成18・7・20民集60巻6号2499頁の一節である。

- ア. 整合する。判旨が述べるとおり。
- イ. 整合する。判旨が述べる譲渡担保権設定者に付与された権限内の処分であることから導かれる帰結である。
- ウ. 明らかに整合しない。判旨によれば、譲渡担保権設定者に付与されたのは、通常の営業の範囲内での処分権限のみであり、個別動産についても「譲渡担保の拘束」が及んでいることが前提となっている。
- エ. 整合する。集合物から離脱した個別動産については、譲渡担保の効力が及ばなくなるため当該動産の処分の相手方は当然にその所有権を承継取得しようとの考え方(本肢の立場)、当該動産につき即時取得が成立しない限り譲渡担保の効力が及んでいるとの考え方等があるが、本判決はこの点について直接判示するものでなく、いずれの見解も、本判決と明らかに整合しないとはいえないものである。
- オ. 明らかに整合しない。判旨は、集合動産譲渡担保の目的である動産について設定者が行った通常の営業の範囲を超える売却処分は、その処分権限に基づかないものであるとしているから、当該動産について処分の相手方がこれを承継取得することはない。

**問題 36**

【正解】 2

【解説】 共通問題。債務不履行責任等に関する基礎的な問題であり、履行の強制および債務不履行による損害賠償について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。履行の強制は債権の効力に基づくものであるから、債務不履行による損害賠償請求とは異なり、債務者の帰責事由を要件としない。
- イ. 誤り。債務不履行について損害賠償の額が予定されている場合でも、履行の請求や解除権の行使は妨げられない（420 条 2 項）。
- ウ. 誤り。催告は、履行遅滞を理由として契約を解除するためには必要であるが（541 条）、債務不履行による損害賠償請求をするには不要である（415 条参照）。
- エ. 誤り。債務不履行を理由として契約を解除した場合であっても、損害賠償の請求は妨げられない（545 条 3 項）。
- オ. 正しい。債務者が履行遅滞に陥った後に、債務者の責めに帰することができない事由によって履行不能になった場合には、帰責事由のある履行不能として取り扱われ、債務者は履行不能による債務不履行責任を免れることができない（大判明治 39・10・29 民録 12 輯 1358 頁）。

**問題 37**

【正解】 3

【解説】 2 年次対象。賃貸借に関する基礎的な問題であり、転貸借について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- 1. 誤り。転借人は賃貸人に対して直接に義務を負う（613 条 1 項前段）。原賃料よりも転賃料が低額である場合、転借人は転賃料（40 万円）の限度でしか賃貸人に義務を負わない。
- 2. 誤り。最判昭和 37・3・29 民集 16 卷 3 号 662 頁。
- 3. 正しい。最判昭和 36・12・21 民集 15 卷 12 号 3243 頁参照。
- 4. 誤り。最判平成 9・2・25 民集 51 卷 2 号 398 頁によれば、賃貸借契約が転貸人の債務不履行を理由とする解除によって終了した場合、賃貸人の承諾ある転貸借は、原則として、賃貸人が転借人に対して目的物の返還を請求した時に、転貸人の転借人に対する債務の履行不能により終了する。
- 5. 誤り。最判昭和 38・4・12 民集 17 卷 3 号 460 頁等。

**問題 38**

【正解】1

【解説】2年次対象。請負に関するやや発展的な問題であり、建築請負について具体的な事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。請負人が建築材料の主要部分を提供した場合には、完成建物の所有権は、請負人に帰属する（大判昭和7・5・9民集11巻824頁）。
- イ. 誤り。請負報酬債権は、請負契約と同時に発生する。
- ウ. 正しい。同時履行の抗弁権のついた債権を自働債権として相殺することはできないのが原則であるが（大判昭和13・3・1民集17巻318頁）、修補に代わる損害賠償請求権を自働債権として請負報酬債権と相殺することは、実質的、経済的には、請負代金を減額し、請負契約の当事者が相互に負う義務につきその間に等価関係をもたらす機能をも有するため、許される（最判昭和51・3・4民集30巻2号48頁参照）。
- エ. 正しい。634条1項ただし書。
- オ. 正しい。請負契約は注文者の利益のためになされるので、注文者にとって不要な仕事を完成させることに意味はない場合には、注文者に任意解除権が認められる（641条）。

**問題 39**

【正解】4

【解説】2年次対象。組合に関する基礎的な問題であり、組合に関する諸問題について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- 1. 正しい。組合契約は諾成契約である（667条1項）。
- 2. 正しい。組合財産は総組合員の共有に属する（668条）。組合は財産の帰属主体ではないので、組合名義で登記をすることはできない。組合財産である不動産の登記は、全組合員の共有名義でされる。
- 3. 正しい。大判明治44・3・8民録17輯104頁参照。
- 4. 誤り。組合の債権者は、組合員の財産につき強制執行することができる（675条参照）。
- 5. 正しい。組合員は死亡により組合を脱退する（679条1号）。組合員が脱退した場合、脱退した組合員は組合に対する持分の払戻請求権を取得し、死亡した組合員の相続人はこれを相続する。

**問題 40**

【正解】5

【解説】共通問題。不法行為に関するやや発展的な問題であり、不法行為による損害賠償請求権の相続等について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。既修者試験 2009 年度第 25 問。

- ア. 正しい。財産的損害賠償請求権につき、大判大正 15・2・16 民集 5 卷 150 頁。慰謝料請求権につき、最判昭和 42・11・1 民集 21 卷 9 号 2249 頁。
- イ. 正しい。最判平成 5・4・6 民集 47 卷 6 号 4505 頁。
- ウ. 誤り。大判昭和 7・10・6 民集 11 卷 2023 頁（阪神電鉄事件）。
- エ. 誤り。この場合、C は、A の子として慰謝料請求することになる（711 条）ところ、エの条件下における父子関係は認知（783 条 1 項、787 条参照）によって生ずる。前掲大判昭和 7 年も、認知がなければ 711 条の固有の慰謝料請求できないとしている。
- オ. 正しい。損害賠償請求権につき、被相続人の妻と子が相続する以上、被相続人の母は相続人とならない。

**問題 41**

【正解】3

【解説】共通問題。実子に関する基礎的な問題であり、父子関係について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ア. 準正嫡出子の父子関係は認知によって成立しているの、その否定は、認知無効による。なお、認知者自身による認知無効が可能なことにつき、最判平成 26・1・14 民集 68 卷 1 号 1 頁。
- イ. 婚姻成立後 200 日内出生子については、嫡出・非嫡出いずれの出生届も可能である。もっとも、父子関係の成立は 772 条によるものではなく、その否定は親子関係不存在確認の訴えによる（最判昭和 41・2・15 民集 20 卷 2 号 202 頁）。
- ウ. 嫡出否認の典型事例である。嫡出否認が妥当する場合、親子関係不存在確認の訴えはできない。

**問題 42**

【正解】3

【解説】2 年次対象。離縁に関するやや発展的な問題であり、離縁の諸問題についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。811 条 2 項参照。
- イ. 誤り。811 条の 2 本文。なお、養子が未成年であれば、共同離縁が原則となる。
- ウ. 正しい。養子と養親の血族との親族関係は、離縁によって終了する（729 条）。
- エ. 誤り。811 条 6 項。縁組の生存当事者は、家裁の許可を得て離縁をすることができる（いわゆる死後離縁）。
- オ. 正しい。特別養子縁組の離縁を請求できるのは、養子・実父母・検察官である（817 条の 10 第 1 項）。

## 問題 43

【正解】5

【解説】共通問題。共同相続と登記に関する基礎的な問題であり、当該問題について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

- ① イが正しい。最判昭和30・5・31民集9巻6号793頁は、遺産共有も「民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない」とする。共有者たる共同相続人は、共有物（共同相続財産中の不動産）の持分を処分することができ、処分の相手方の法的地位は遺産分割によっても影響を受けない（909条ただし書き）。
- ② エが正しい。遺産分割未了の間の共同相続の登記の申請は各共同相続人が単独で行うことができるので、ウは誤り。
- ③ オが正しい。なお、Cの持分を登記に反映させるための手続は、CのDに対する、Cの持分についてのみの一部抹消（更正）登記手続であるとされている（最判昭和38・2・22民集17巻1号235頁参照）。
- ④ クが正しい。民法905条所定の「相続分の譲渡」の理解を問うもの。

## 問題 44

【正解】3

【解説】2年次対象。遺留分に関するやや発展的な問題であり、遺留分減殺請求権について具体的事例に即して理解されていることを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。判例は、特別受益に当たる贈与（903条1項）は、1030条の定める要件を満たさないものであっても、特段の事情のない限り、遺留分減殺の対象となるとする（最判平成10・3・24民集52巻2号433頁）。
- イ. 誤り。判例は、遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができないと解するのが相当であるとする（最判平成13・11・22民集55巻6号1033頁）。
- ウ. 誤り。受贈者は、価額弁償して現物返還を免れることができるが（1041条1項）、遺留分権利者側が、現物返還と価額弁償を選択することは認められていない。
- エ. 正しい。判例は、受贈者が贈与目的物について取得時効の要件を満たした場合でも、遺留分減殺請求権の行使による遺留分権利者への権利の帰属を妨げることはできないとする（最判平成11・6・24民集53巻5号918頁）。
- オ. 正しい。1044条が準用する887条2項。

**問題 45**

【正解】 4

【解説】 共通問題。能力に関する基礎的な問題であり、各種の能力についての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。行為能力者であっても、疾病その他の事情で意思能力が失われることがある。
2. 正しい。3条1項参照。
3. 正しい。102条参照。
4. 誤り。民法は、責任能力を備えた未成年者が、不法行為責任を負う可能性があることを前提にした規定を置いている。712条参照。
5. 正しい。753条参照。